

第9回

(平成30年9月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年9月10日（月）午前9時30分から午前11時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員 6番委員 川村 勝也
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第35号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第36号案 農地転用事業計画変更承認申請について
議第37号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第38号案 非農地証明願いに対する認定について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、3番・4番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

尾方推進委員

8月23日に報告したあっせんの件ですが、地上権発生により畑が9万円、田が33万円、全体で9万円安くなりました。総額が1,426,530円となりましたので報告します。

議 長 議事に入ります。議第35号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第35号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、10番委員、私から調査報告します。

10番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）従業員9人、オーガニックファームを経営されています。経営面積は、980a、田115a、水稻45a、WCS65a、畑865a、人参、白菜、野菜など無農薬栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約1km、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：使用貸借のため0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、野菜植付け機、トラック等を所有、水稻は作業委託。8番（取得農地の利用計画）：野菜を植える予定。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）季節に応じて作業員雇用されています。経営面積は、51a、田35a、畑15a、畑には里芋、田は、所有権移転申請の際、里芋計画で報告しました。里芋には適していないということで、周囲溝を掘り自己管理されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：50m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：総額110万円、10アール当たり437,000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：バックホー、トラック、軽トラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：果樹、ブルーベリー。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2.5人）。経営面積は、45a、田40a、畑5a、水稻、ゴマ、野菜栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：5m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：350万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：耕運機を所有。8番（取得農地の利用計画）：野菜作付け予定。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4、5番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号4、5）4番については祖父から孫への貸借、5番については父から子へ

の貸借で、同一家族で、使用借人が同一の方で関連性がありますので、一括報告します。申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用貸借については、設定期間が10年です。使用借人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力4人）。経営面積は、367a、田 345a、畑 22a、酪農経営であり成牛、33頭、子牛、育成を合わせて29頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：0.6km以内、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：使用貸借のため0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：酪農に必要な機械は一式所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻、飼料作物。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号4番、5番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、4番、5番について原案のとおり決定します。

議長 議第36号案農地転用事業計画変更承認申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第36号案農地転用事業計画変更承認申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農地転用事業計画変更承認です。ここは、現行の会議室は居宅介護支援事業所と共有しているため会議室として専用的に利用できていないため居宅介護支援事業所の移設の必要性がある。それと併せて、現行のデイサービスセンターが利用者増によりデイホール面積の拡大が必要となってきたが現行の場所では増築できる余地がな

いたため移設の必要性がでてきた。よって、会議室を増設するより居宅介護支援事業所、デイサービスセンターを移設したほうが各事業所の利便性が図られ現行の会議室が占用できることとデイサービスセンターの空き室を会議室として転用できるので会議室の増設は必要性がなくなった。また、書類等保管のための倉庫については、事務処理等の IT 化によりペーパーレスが進んだため必要性がなくなった。変更後、転用事業が変更前の事業に比べ同等またはそれ以上の緊急性、必要性があることの説明です。デイサービスセンターの利用者増によるデイホール面積の拡大は緊急的な課題であり現行の場所では増築の余地がないこと。居宅介護支援事業所は会議室と場所を共有しているため利用者の個人情報の保護の観点からも適切でない状況である。以上のことから事業所を移設することによりそれらの課題を解決することができる。また、現行の会議室から場所を共有している居宅介護支援を移動することにより会議室専用として利用するためです。農地法に係る事務処理要領により報告します。A 許可の取り消し処分を行っても旧所有者により農地の効率的利用が認められないこと。これに該当する。B 許可目的達成困難となった理由が転用事業者の故意または重過失と認められないこと。該当する。C 変更後の転用事業が変更前と比べて同程度またはそれ以上の必要性及び緊急性があると認められる。該当する。D 変更後事業計画に従って実施されることが確実と認められること。該当する。E 変更後の転用事業による周辺農業等へ及ぼす影響が変更前と比べて同程度またはそれ以下であると認められること。該当する。F 変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当と認められること。該当する。以上の報告により農地法に係る事務処理要領のすべてに該当し、承認することができると考えます。調査報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1 番について原案のとおり決定します。

議 長 議第 37 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 37 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転 1 件、利用権設定が 9 件です。所有権移転 1 件につきましては、農業公社買入れ分です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～9 番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第38号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第38号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 西地区の代表として4番から報告します。1番2番については、字が関連しております。一括して報告します。申請人、申請物件については、記載のとおりです。迫田2308-1、1267㎡、2番の迫田2310、1040㎡が現在賃貸借で転用届が提出され転用されています。2番はゴルフ場の打ちっぱなしの中に存在しております。この2件につきましては、転用が許可されて売買される関係で、非農地証明がなければ売買できないためです。2286から2305-1までは、湿田で日も入らないところです。4対1で非農地と西地区の委員は考えております。以上報告します。また、このようなケースがでてくると思われますので、錦町独自の規約をもう一度見つめ直す必要があると思います。木の大木が生えれば非農地で良いが、難しいと思いますので、そのあたりの検討をお願いします。

事務局 4番委員からありました既に転用許可がでている件につきましては、平成19年7月にゴルフ練習場をつくられる前に転用申請がされ許可済です。

議 長 調査番号3番について木上地区の代表の方の調査報告をお願いします。

3 番 調査番号3番については、調査日は9月8日、谷口委員、中村委員と尾方で行いました。申請人、申請物件については、記載のとおりです。場所は、県道33号線白坂団地を右手に入吉方面に向かって行って右折しますと、入吉農原学院方面に約60m程で焼ものを焼いておられるところの自宅の右奥です。ここにつきましては、45年前鳥小屋を建てるため転用を申請され許可済です。昭和52年に申請したが地目変更されなかったものです。30年前鳥小屋を壊し、そのまま放置した状態があります。写真のような状態です。3名で調査しましたが、非農地と判断しております。

- 議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
- 2 番 調査番号1番2番に関連して、4番委員がおっしゃったとおり、錦町の非農地に対する取り決めができておりますけれども見直して、グレーの部分をどうするのかという部分をもっときちんと決めた方が、検討し直した方が良いと思います。
- 議 長 私たちも、何年も前からこの地域の件については、非農地の判断について、木が生えていないので、許可できないであろうとしてきたのですが、湿田で木も生えないところであり許可をした方が良いでしょうと思いました。錦町の非農地許可要件には、大木が生えているとなっていますが、そういうことを考えると非農地にはできないかと思いますが、2番委員が言われるとおりいろいろな条件をつけていかなければならないと思います。今回は、平成19年に転用許可が出ていた部分につきましては、非農地と認めますけれども、1番の田の間に耕作されている農地があり北側部分については、認められないかもしれないが、南側部分は、認めた方が良いかなと思います判断したところです。
- 2 番 写真のように一見非農地ではないと思われるところが木上にもありまして、所有者が周囲をドックショベルで掘って、水田に復元されているところもあります。絶対できないかという、できる部分も確かにありますので、グレーの部分は考えていかなければならないと思います。
- 議 長 質疑がないようですので採決します。
- 西地区の2308-1、2310については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員：挙手)
- 全委員賛成ですので、1番の一部と2番については原案のとおり決定します。
- 議 長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員：挙手)
- 全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。
- 2 番 1番の申請地の間には、耕作されている農地があり、申請物件を非農地化した場合は、耕作されている農地は、非農地化に加速化する部分があると思います。
- 4 番 2304-1、2305-1の南側は耕作されており、また、その南側は、耕作放棄されている状態です。そのため、2筆については、非農地化でいないと判断します。
- 2 番 申請の出ていない耕作されている農地については、別の方なののでしょうか。耕作が行われているわけですね。
- 議 長 2304-1、2305-1は非農地化できないだろう。他の3筆については、非農地した方が良いでしょうと判断しました。でも、2304-1、2305-1については、皆さんに審議していただきたい。
- 4 番 2286の南側は7月の総会で、非農地しております。2289-1、2297-1、2286は4対1で非農地化、2304-1、305-1は隣接地に稲を作られているので非農地化は無理でしょ

うということです。

内田推進委員

しかし、機械は入らない状態です。2、3年後は非農地になってくると思います。WCSやイタリアンのできる水田なら良いと思いますが、乾かない水田は、誰が耕作するのでしょうか。息子もしないのです。今からそういうことになってくると思います。

2 番 内田委員が言われたことは十分理解できますが、周囲に与える影響も考えて非農地化していかないと安易に非農地化することによって鳥獣害の被害も拡大していく部分もあると思いますので、確かに1戸の農家に対しては考えることもありますが、地域に与える影響も考えて、機械が入らないといっても入るようにする方法を考えて、安易にし過ぎるのもどうかと考えます。

議 長 両側山に囲まれて、南側から非農地化してきた部分もあったものですから、誰も作らないところであり、機械も入らないということで、こういうところは非農地しても良いのかなと思っていて、錦町の非農地化の条件については、大木が生えている機械で復元しなければ耕作が不可能というところを非農地化と書いてありますので本来ならばできない部分もあるかと思いますが、あまりにも沼地であったため、こういうところは、非農地化してはということで、もう一度、非農地化の条件を皆様方と考えていきながら、今回は、3筆だけは非農地で、他は、非農地にしないということできこうと思っております。

事務局 もう少し、討論するか、休憩をとって、非農地化の要件をお配りしますので、その後討論をしていただいて、1筆ごとに決めていただいた方が良いでしょう。

～休憩～

議 長 事務局から非農地証明の説明をお願いします。

事務局 事務処理要領を説明。一番問題であるのは、その土地の周辺の状況から見て、その土地を復元しても継続してその土地を利用することができないと見込まれる土地と抽象的な表現で書いてありますが、このへんをどうするか議論していただければ良いと思います。

議 長 意見がありましたら言ってください。

1 番 私は一武地区ですので、現場が思い描けません。現場に出向いて、新たに処理要領に追加される物件で調査検討されたらどうかなと思います。

議 長 現地を見て検討するというので、如何でしょうか。

2 番 それぞれ似たようなところがあると思いますが、木上地区も見て、勉強になる部分があればみんなで見て要領を検討していけば良いかなと思います。

1 番 せっかく西地区と木上地区ができましたので、各地区物件をだしていただいて比較検討していただいたらどうかと思います。

議 長 農地パトロールを皆さんで1回していただいて、見ていくということできかがかと

と思いますが、そうしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

日を改めて、現地を見てからの決定とさせていただきます。

事務局 上から5つは保留ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月10日

農業委員会会長

3番 農 業 委 員

4番 農 業 委 員